

阪神間都市計画 生産緑地地区の追加指定 (素案)

縦 覧 図 書

縦覧期間：令和 8 年 7 月 6 日（月）から同年 7 月 27 日（月）まで

縦覧場所：尼崎市都市整備局 都市計画部 都市計画課

令和 8 年度阪神間都市計画生産緑地地区の追加指定について

尼崎市都市計画課

1 目的

尼崎市では、平成 4 年度に、合計面積約 84.2ha の農地について、生産緑地地区の指定（都市計画決定）を行い、平成 7 年度には阪神・淡路大震災をきっかけに防災の観点から、平成 17 年度には農業団体の要望を受け、農作物の地産地消といった農業振興の観点から、追加指定を行ってきましたが、それでもなお農業従事者の高齢化による故障、死亡及び後継者不足等により、市街化区域内農地は減少し続けています。

こうした状況を踏まえ、都市環境の保全及び防災のための緑地の確保等といった都市計画的観点から、残された農地の計画的な保全を図るため、平成 24 年度から例年の生産緑地地区の変更手続に併せて、追加指定の申出を随時募集し、生産緑地地区の指定基準を満たすものについて追加指定を行っており、令和 8 年度においても同様に行います。

なお、令和 7 年度における生産緑地地区の合計面積は約 64.2ha であり、平成 4 年度の約 84.2ha から約 23.8%減少している一方、令和 7 年度における生産緑地地区以外の農地の合計面積は約 7.7ha であり、平成 4 年度の約 82.8ha から約 90.7%減少しています。

2 生産緑地地区の指定基準

- (1) 現に農業の用に供されていること。
- (2) 良好な生活環境に相当の効用があること。
- (3) 公共施設等の敷地に供する土地として適していること。
- (4) 300 m²以上の一団のものの区域であること。
- (5) 農林漁業の継続が可能な条件を満たしていること。
- (6) 主要な都市施設の整備に支障がないこと。
- (7) 合理的な土地利用に支障がないこと。

3 生産緑地地区の追加指定の内容

計 2 地区、面積約 0.19ha（別紙の生産緑地地区追加指定位置図のとおり）

4 スケジュール

令和 8 年 7 月 素案の公表（7 月 6 日～7 月 27 日）
8 月 尼崎市都市計画審議会（事前説明）
10 月 都市計画法に基づく案の縦覧（2 週間）
11 月 尼崎市都市計画審議会（付議）
12 月 都市計画決定及びその告示

以 上

令和8年度 生産緑地地区の追加指定一覧表

計画図No	生産緑地地区 の名称	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕
1	南塚口町1丁目3	約0.00 (0)	約0.13 (1,355)	約0.13 (1,355)
2	小中島3丁目2	約0.00 (0)	約0.06 (608)	約0.06 (608)
		約0.00 (0)	約0.19 (1,963)	約0.19 (1,963)

令和 8 年度

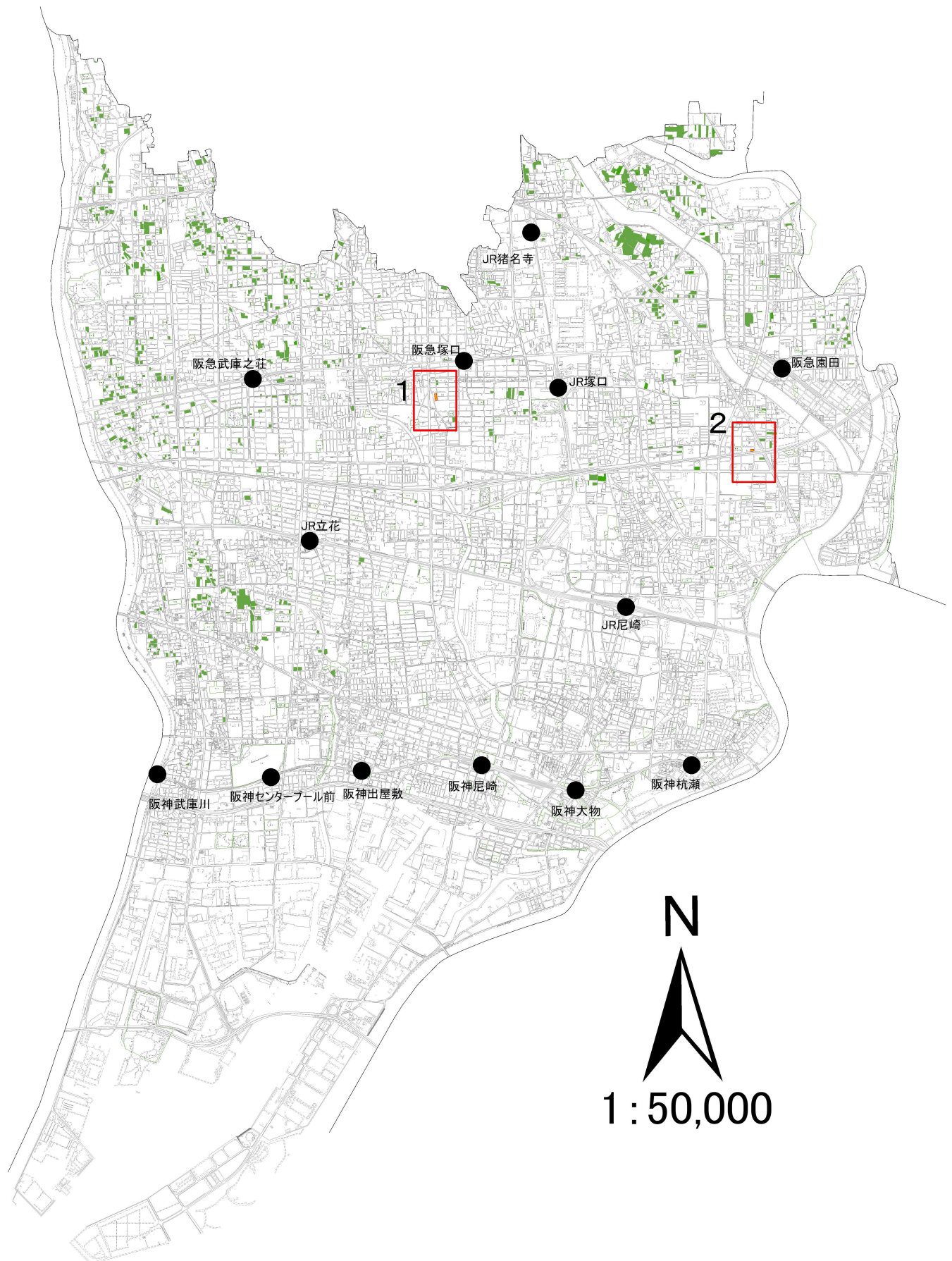
尼崎市

生産緑地地区

追加指定区域図

No.1～No.2

令和8年度 生産緑地地区変更位置図



計画図1

- 凡例
-  変更後の区域
 -  追加区域
 -  既指定の生産緑地地区



1:2,500



計画図2

- 凡例
- 変更後の区域
 - 追加区域
 - 既指定の生産緑地地区



1:2,500

